

令和8年度 成長型中小企業等研究開発支援事業（事業概要）

1. 制度の目的

この事業は、中小企業者等による精密加工、表面処理、立体造形等のものづくり基盤技術及びサービスの高度化を図ることを目的として、中小企業者等が大学・公設試等と連携して行う、研究開発や試作品開発、その成果の販路開拓に係る取組等を一貫して支援します。

2. 対象事業

この事業の申請対象事業は、「中小企業の特定制ものづくり基盤技術及びサービスの高度化等に関する指針」に記載された内容に関する研究開発等が対象になります。

3. 対象事業者

- この事業の対象事業者は、中小企業者等を含む、事業管理機関、研究等実施機関、アドバイザーなどによって構成される共同体を基本とします。
- この事業への申請は、事業管理機関が行うことになります。事業管理機関は、研究開発計画の運営管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。国と総合的な連絡窓口を担い、補助事業の遂行・経費管理における責任を有します。

4. 補助事業期間と補助金額等

補助事業期間：2年度又は3年度

補助金額（上限額）：【通常枠】 単年度4,500万円以下
2年度の合計で、7,500万円以下
3年度の合計で、9,750万円以下
【大型研究開発枠】 単年度1億円以下
2年度合計で、2億円以下
3年度合計で、3億円以下

補助率：中小企業者等(補助率：2/3以内)

大学・公設試等(補助率：定額)

課税所得15億円以上の中小企業者等(補助率：1/2以内) ※

※(a) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者。

(b) NPO法人

5. 公募期間

令和8年2月16日（月）～令和8年4月17日（金）

成長型中小企業等研究開発支援事業の仕組み

